

議案第15号

杉並区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成30年2月9日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
杉並区後期高齢者医療に関する条例（平成20年杉並区条例第12号）の一部を
次のように改正する。

第3条第1号中「第55条」の次に「（法第55条の2第2項において準用する
場合を含む。）及び同条第1項」を加え、同条第2号中「第55条第1項」の次に
「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「病院等
（同項）」を「病院等（法第55条第1項）」に改め、同条第3号中「第55条第2項
第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加
え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項にお
いて準用する場合を含む。）」を加え、「行った同号」を「行った法第55条第2
項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

（5） 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康
保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定
の適用を受け、これらの規定により区内に住所を有するものとみなされた国民
健康保険の被保険者であったもの

附則中第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提案理由）

高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正されたことに伴い、区が保険料を
徴収する被保険者を改める等の必要がある。

杉並区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(保険料を徴収する被保険者)</p> <p>第3条 区が保険料を徴収する被保険者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 区内に住所を有する被保険者 (高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第55条(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。))及び同条第1項の規定により広域連合以外の後期高齢者医療広域連合の被保険者とされた者を除く。)</p> <p>(2) 法第55条第1項(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であって、<u>病院等(法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。))</u>に入院等(同項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際区内に住所を有していたもの</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち</p>	<p>(保険料を徴収する被保険者)</p> <p>第3条 区が保険料を徴収する被保険者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 区内に住所を有する被保険者 (高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第55条_____</p> <p>_____の規定により広域連合以外の後期高齢者医療広域連合の被保険者とされた者を除く。)</p> <p>(2) 法第55条第1項_____</p> <p>_____の規定の適用を受ける被保険者であって、<u>病院等(同項_____に規定する病院等をいう。以下同じ。))</u>に入院等(同項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際区内に住所を有していたもの</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号_____</p> <p>_____の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち</p>

あつた被保険者に係る普通徴収の方法
によって徴収する保険料の納期につい
て第4条第2項の規定を適用する場合
においては、同項中「区長が別に定め
る」とあるのは、「10月1日以後に
おける区長が別に定める時期とする」
とする。

2 略

4 略